〇職員の退職管理に関する規則

平成２８年５月９日

規則第４号

（趣旨）

第１条　この規則は、職員の退職管理に関する条例（平成２８年条例第３号。以下「条例」という。）第２条及び第３条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（再就職者による依頼等の規制）

第２条　条例第２条で定める者は、課長とする。

（管理又は監督の地位にある職員の職）

第３条　条例第３条の管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定める者は、課長とする。

（組合長への届出）

第４条　条例第３条に規定による届出は、別記第１号様式の元職員再就職届出書を提出することにより、行うものとする。その提出後において、次項第１号及び第３号から第８号までのいずれかの事項に変更があった場合も同様とする。

２　条例第３条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（１）氏名

（２）生年月日

（３）離職時の職

（４）離職日

（５）再就職日

（６）再就職先の名称

（７）再就職先の業務内容

（８）再就職先における地位

（公表の除外）

第５条　香南香美老人ホーム組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成１７年条例第１０号）第６条について、前条第２項第２号及び第７号の項目は除外する。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

別記第1号様式(第4条関係)

　　年　　月　　日

　香南香美老人ホーム組合長

　　　　　　　　　　　　　　様

氏名：

生年月日：

離職時の職：

離職日：

元職員再就職届出書

職員の退職管理に関する規則第４条の規定により、下記のとおり届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 再就職日 |  |
| 再就職先の名称 |  |
| 再就職先の業務内容 |  |
| 再就職先における地位 |  |